平成２６年（フ）第２６３号
北九州市小倉南区上吉田１丁目１番19号　アンジュＢ202
債務者　近藤　功一
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８８号
北九州市八幡西区友田３丁目４番25―501号
債務者　濱崎喜久夫
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３９４号
北九州市八幡東区尾倉１丁目８番19号　田中アパート１Ｆ左２
債務者　前元　公之
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７６号
神戸市中央区二宮町４丁目20番13号　おおづ第２ビル201
債務者　野沢　正明
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
兵庫県たつの市龍野町島田440番地
債務者　内匠　和久
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第７４号
山口市富田原町４番21号　メゾン富田原201号
債務者　松尾　　淳
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
熊本県玉名市伊倉北方2923番地
債務者　中川　正美
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３５０号
熊本県菊池郡菊陽町光の森７―53―14　エスポワール光の森Ｃ号室、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字室363番地８
債務者　森内　友也
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７３号
熊本市東区戸島西１丁目29番31―1004号　トーカンマンション健軍東壱番館
債務者　大戸　惠子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４０９号
熊本市北区清水新地６丁目６番33号
債務者　中田　康子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８２号
愛知県小牧市新町２丁目110番地２
債務者　市原　奈穂（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４１号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　28号棟403号室、従前住所愛知県春日井市味美町２丁目152番地　ビューパレー味美601号
債務者　濱崎　由美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８５号
熊本県菊池市泗水町永2773番地121、前住所熊本市中央区出水５丁目11番４号
債務者　久末佐智子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９２０号
大阪市東淀川区淡路３丁目19番３号
債務者　山本　憲司
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４５号
大阪市淀川区塚本４丁目５番５号
債務者　エムワイ企画こと　湯浅　光江
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４１１号
大阪市東淀川区東中島３丁目13番１―311号
債務者　城雅興業こと　福岡　正宏（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４１２号
大阪市東淀川区東中島３丁目13番１―311号
債務者　福岡　紀子（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部